学校規模適正化推進懇談会 中間まとめ

平成 30 年 4 月

目次

	I	懇談:	会の権	既要	<u> </u>													
1	目	的·		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]	P 1	
2	構	成																
3	主	な検	討内	容														
4	日	程及	び内	容														
5	委	員名	簿 •	•	• P	3												
Ι	I /	小規模	莫校文	扩策	1= -	つし	١7	この	(検	訂	ţ							
1	現	状及	び対グ	策(り必	要	性	と	つし	۱,	7	•	•	•	•	•]	P 4	:
2	対	策が	進ま	ない	/理	由	につ	つ\	۱, ۱,	7	•	•	•	•	•	•]	P 9	1
3	学	校施	設の	老村	万化	に	つ l	/ \ ~	7	•	•	•	•	•	•	•]	P10	1
4	新	たな	計画	のき	食定	\mathcal{O}	必	要怕	生し	Z-	つ)	Λ),	7	•	•	•]	P12	,
5	新	たな	計画	につ	ントノ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]	P13	
	《計i	画の村	枠組み	ケ》														
	(1)	計画	期間															
	(2)	目指	す姿	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P14	1
	(3)	取り	組み	方	計													
	《計i	画のド	内容な	えと	\rangle													
	(1)	学校	規模	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P15	5
	(2)	適正	な通	学記	距離	ÉΦ	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	P16	3
	(3)	適正	化の	対	象校	Š												
	(4)	適正	化の	方	去•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P17	7
	(5)	対策	の優	先	順位	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P18	3
	(6)	統合	につ	ļν.	ての)合	意	形	成	•	•	•	•	•	•	•	P19)
	(7)	個別	対策	プ、	ラン	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P22	2
	(8)	対策	の推	進作	本制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P26	3
	(9)	統合	校の	整個	備・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P28	3
											_							
Ш	過:	大規	莫校文	付策	[[:	つし	١٦,	C 0.)核	言	†							
1	現状	で及び	対策	01	必要	性	に	つ	ſ, ,	7	•	•	•	•	•	•	P32	2
2	対策	が進	まな	Į, /}	理由	に	つ	ſ,,	7	•	•	•	•	•	•	•	P33	3
3	新た	な計	画に	つ	ハて	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P34	1
(1) 遃	10000000000000000000000000000000000000	の対	象	交													
(2	2)	 重正化	の方	法														
(3	3) 学	校の	分離	新	設に	関	L	て	•	•	•	•	•	•	•	•	P35	5

IV 学校規模適正化を進める上での配慮事項等	
1 学校生活における児童への配慮・・・・・・P	36
2 統合後の学校づくり	
3 学校現場の負担軽減	
4 対象校の施設修繕・・・・・・・・・ P	37
5 対策を推進するための事項	
(1) 学校規模適正化に関する情報の発信	
(2) 学校規模適正化の取り組み検証	
应目记录。	20
座長所感・・・・・・・・・・・・・P	39
V 資料等	
1 小規模校対策関係	
(1) 市の児童・生徒数、小・中学校数、小規模校数の推移・・・P	40
(2) 小規模校の行政区別内訳	
(3) 市の学校統合の事例・・・・・・・・・・P	41
(4) なごや小学校の統合に至るまでの過程・・・・・・・P	42
(5) なごや小学校の新校舎について	
(6) なごや小学校における通学路の安全対策・・・・・・・P	45
(7) なごや小学校の通学距離の状況	
(8) 新しい整備手法の取り組みについて・・・・・・・P	46
(9) 余裕教室に対するこれまでの取り組み・・・・・・・P	47
2 過大規模校対策関係	
	48
(2) 過大規模校対策の事例	
3 学校施設の老朽化関係	
(1) 校舎の老朽化の状況と必要となる施設整備費・・・・・P	49
(2) 学校施設リフレッシュプランにおける施設整備費の検証	
(3) なごや小学校の統合前と統合後の延床面積の状況	
4 学校規模適正化に関するアンケート	
(1) 市民(ネットモニター) アンケート結果(抜粋)・・・・・ P	50
(2) 統合校 (なごや小学校) アンケート結果 (抜粋)・・・・・ P	51
5 懇談会での話し合いの様子・・・・・・ P	52
6 学校規模適正化推進懇談会開催基準・・・・・・・ P	53

I 懇談会の概要

1 目的

少子化が進み、クラス替えができない小規模な学校が増加している。その中で子どもたちにとって、良好な教育環境を将来にわたって確保するため、過大規模校対策も含めた新たな「学校規模適正化推進計画(仮称)」の策定が求められている。この計画の検討にあたって、学識経験者や学校関係者など、各委員の立場から、教育委員会に意見を述べるもの。

2 構成

学校	· 規模適正化推進懇談会	新たな計画の策定に向け、従来の対策の見直しや推				
(全	全体会)	進方法について、教育委員会に意見を進言				
	学校規模適正化部会	小規模校対策などが進まなかった原因の分析や新た				
	子仪观快遍正化即云	な対策の具体化を検討				
	学校施設マネジメント部会	学校整備の手法や、余裕教室の有効活用、学校施設				
	子仪灺臤、小 / / 前云	の複合化などを検討				

3 主な検討内容

- 学校規模適正化の必要性について
- 学校規模適正化が進まない理由と推進の方法について
- 効果的、効率的な施設整備の手法について

4 日程及び内容

(1) 学校規模適正化推進懇談会(全体会)

日 程	内 容
第1回	1 小規模化の現状 2 学校規模適正化の必要性 3 小規模校対策(学校統合)の取り組み
(H29. 10. 12)	3 小規模校対策 (学校統合) の取り組み 4 対策を見直す背景 5 学校規模適正化を推進するために
第2回 (H30.3.20)	1 懇談会中間まとめ

(2) 学校規模適正化部会

日 程	内 容
第1回	1 学校規模適正化部会の役割
第1回 (H29. 10. 12)	2 現在の計画内容
(п29. 10. 12)	3 小規模校対策が進まない理由
第2回	1 学校規模適正化の基本的な考え方
	2 新たな計画の枠組み
(H29. 11. 22)	3 新たな小規模校対策の進め方①

笠 0 同	1 並たわり相構技具体の進み上の
第3回	1 新たな小規模校対策の進め方②
(H29. 12. 6)	2 個別対策プラン①
第4回	1 対策を進める上での配慮事項
(H29. 12. 21)	2 個別対策プラン②
(1129. 12. 21)	3 過大規模校対策①
第 5 回	1 過大規模校対策②
(H30. 1. 22)	2 これまでの小規模校対策
(1130. 1. 22)	3 アンケート結果
第6回	 1 学校規模適正化を進めるための組織体制
(H30. 1. 31)	1 子(又が1矢廻工-10で)というのたいかが風機(平間)
第7回	1 中間まとめ(学校規模適正化部会)
(H30. 2. 23)	1 中間まとめ(学校規模適正化部会)

(3) 学校施設マネジメント部会

日 程	内 容
第1回	1 新しい整備手法の取り組み
	2 余裕教室の現状
(H29. 10. 12)	3 学校外プールの活用
第2回	1 余裕教室の取り扱い
',' '	2 学校外プールの活用
(H29. 11. 16)	3 学校施設の複合化
第3回	1 中間よしぬ (学校集乳 マラジョンし 如今)
(H30. 2. 23)	1 中間まとめ(学校施設マネジメント部会)

5 委員名簿

委員氏名			に良わり	\ <i>h</i> \ <i>h</i> \	部	会
	安貝口	道 	所属など	全体会	適正化	施設
学	土屋	武志	愛知教育大学教授・愛知教育大学附属名古屋小学校長	0	0	
学識経験者	嶋津	隆文	NP0 フォーラム自治研究理事長(元田原市教育長)	0	0	
者	小松	尚	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	0		0
保護者代表	清水	敬介	名古屋市立小中学校PTA協議会 会長	0	0	
代表	大澤	敬子	名古屋市立小中学校PTA協議会 副会長	0	0	
	大野	鉦三	名古屋市区政協力委員議長協議会 議長	0	0	
地域照	河村	幸守	幅下学区区政協力委員会 委員長	0	0	
地域関係者	三輪	悠紀夫	江西学区区政協力委員会 委員長	0	0	
	杉本	義彦	那古野学区区政協力委員会 委員長	0	0	
	川北	貴之	名古屋市立小中学校長会 会長	0	0	
学校関係者	市川	裕一	名古屋市立小中学校長会 副会長兼中学校部長	0		0
	佐藤	慎一	教員代表(小・中学校)	0	0	
	河下	卓司	教員代表(小・中学校)	0		0

◎印は各会議の座長又は部会長

オブザーバー氏名	所属など	全体会	部会	
スプリーバー氏名	DI /A C	土件云	適正化	施設
森 由佳里	名東区長	0	0	
山田 茂夫	天白区長	0	0	
鬼頭 昌也	なごや小学校長	0	\circ	

Ⅱ 小規模校対策についての検討

1 現状及び対策の必要性について

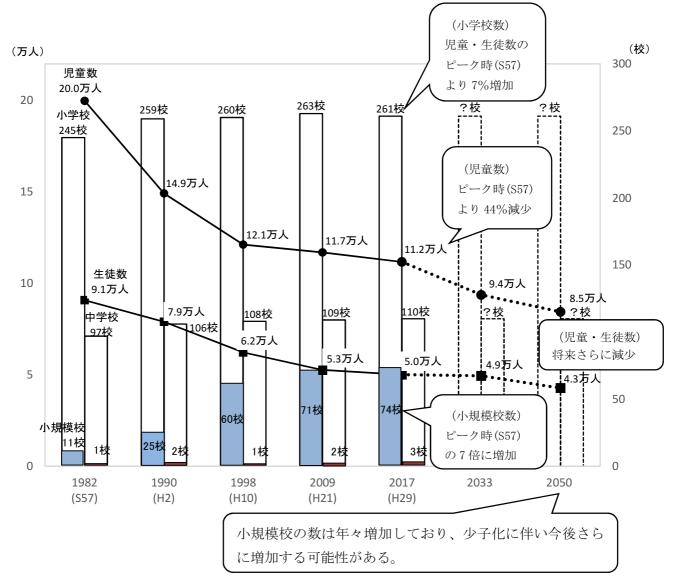
現状

- 名古屋市の「小規模校対策に関する基本方針」(平成21年度)では、クラス 替えができない規模の学校(小学校11学級以下、中学校5学級以下)を、小規 模校として、学校規模適正化(学校統合などにより、小規模校の学校規模をク ラス替えができる規模とすること)の対象としている。
- 少子化の進行により、児童・生徒数は、ピーク時の昭和 57 年度(児童数 20.0万人・生徒数 9.1万人)と比較して、平成 29 年度は 4割以上減少している。(児童数 11.2万人・生徒数 5.0万人)
 - 一方、学校数は、昭和 57 年度(小学校 245 校・中学校 97 校)よりも、平成 29 年度は増加している。(小学校 261 校・中学校 110 校)
- 今後も少子化は続くと予想されており、約30年後の2050年には、児童・生 徒数はさらに減少する見込みである。(児童数8.5万人・生徒数4.3万人)
- 小規模校は、市内の広い範囲にわたって存在しており、昭和57年度には小学校に11校あったが、平成29年度には74校にまで増加している。 さらに、この74校の内、全学年が1学級の学校は23校、学校全体の児童数が120人以下(平均で1学級20人以下)の学校は6校ある。

【教育委員会の考え方・認識】

- 児童・生徒数は、ピーク時の昭和 57 年度に比べて大幅に減少したにも関わらず、学校数は増加していることから、小規模校の数が増加している。
- 少子化が続くことに伴い、今後、小規模校はさらに増加する可能性がある。

※市の児童・生徒数、小・中学校数、小規模校数の推移



※ 将来推計については、名古屋市推計を基に教育委員会が作成

※小規模校の行政区別内訳(平成29年度)

(小学校:11学級以下の学校)

(1) 1//	• 1/10		<i>/ / / / / / / / / /</i>				
千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂
3校	3校	8校	6校	7校	9校	2校	2校
熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白
0校	8校	7校	6校	3校	4校	3校	3校

計 74 校

(中学校:5学級以下の学校)

中村	中	
1	2	計3校

小規模校対策の必要性

○ 国(文部科学省)においては、平成26年度に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下、「手引」という)で、小規模校の課題と学校規模適正化の基本的な考え方を次のように示している。(抜粋)

(小規模校の課題)

- 一般的に、学級数が少ない学校では、メリットもある一方で、児童・生徒数が少なくなることによる影響も含め、次のような学校運営上の課題が生じる可能性がある。
 - · クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
 - 教科などが得意な子どもの考え方にクラス全体が引っ張られがちとなる。
 - ・ 運動会・文化祭などの集団活動・行事の教育効果が下がる。 など
- また、学級数が少なくなることに従い、配置される教職員数が少なくなるため、次のような問題が発生する。
 - ・ 経験年数や男女比などバランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
 - ・ 児童・生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。
 - ・ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重い。 など
- 上記のような課題が生じた場合、児童・生徒には、次のような影響を与える 可能性がある。
 - ・児童・生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
 - ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
 - ・教員への依存心が強まる可能性がある。

など

(学校規模適正化の基本的な考え方)

- 教育を十全に行うためには、一定規模の児童・生徒集団が確保されていることや、バランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましい。したがって、一定の学校規模を確保することが重要である。
- 教育委員会においても、小規模校の課題や対策の必要性について、平成 10 年度と平成 21 年度に名古屋市学校教育研究協議会にて検討・報告されており、手引と同様の理由で、「一定規模以上の学級数を確保する必要性がある」との結論をまとめている。

【教育委員会の考え方・認識】

○ 小規模校が抱える様々な課題の解消を目指し、引き続き適正な学校規模を確保 するための対策を進める必要がある。

【懇談会での主な意見】

○ 国も示しているように、子どもたちが集団の中で多様な考えに触れることで、 社会性や規範意識を身に付けることが重要である。

これまでの対策(実績)

○ 名古屋市における小規模校対策の事例は、これまでに3例(ほのか小、笹島 小、なごや小)ある。(41ページ参照)

直近の対策については、平成22年度に作成した「小規模校対策に関する実施計画」(以下、「現計画」という)に基づいて進めてきた。

現計画では、小学校 44 校を対象とし、保護者や地域の方々に対して、計画 の説明や統合に向けた話し合いを行ったが、統合が実現したのは 1 例のみ (な ごや小) であった。

なごや小学校の事例

- 現計画に基づいて対策を行い、旧幅下小、旧江西小、旧那古野小の3校を統合したことにより、なごや小が誕生した。
- 統合に向けた保護者や地域との協議では、当初は統合に対して様々な反対意 見が出された。(平成22年)

しかし、3 校の内 1 校で極端に男女バランスに偏りのある状況(男子 1 人、女子 8 人)が発生したことから、学校生活を心配する当該地域(学区)の声に対し、他の 2 地域(学区)が理解を示したことで、統合への気運が高まった。(平成 23 年)

○ 3地域(学区)の保護者、地域住民、学校関係者からなる3校合同検討委員会において、統合時期や統合場所など、統合に向けた話し合いが重ねられた結果、 平成25年7月、3校合同検討委員会から、統合に関する合意書が教育委員会に 提出されることとなった。

また、統合場所は、保護者や地域との協議の中で、子どもたちの教育環境を総合的に勘案した結果、旧幅下小の場所となった。

- 現在のなごや小が完成するまでの過程は大きく2段階であった。 まず、平成27年3月に3校は閉校し、旧幅下小の校地において、なごや小の 新校舎建設が進められた。新校舎建設の間、なごや小の子どもたちは旧江西小 を西校舎、旧那古野小を東校舎として、2つの校舎に分かれ学校生活を送った。 そして、平成29年4月には新校舎の完成に伴い、子どもたちが1つの新校舎 に集まる形となった。(42ページ参照)
- この統合により、学校規模は全学年でクラス替えができる規模まで児童数が増加し、多くの子どもたちからは、「たくさんの友だちができた」、「いろいろな先生に、いろいろなことを教えてもらえるようになった」など、「統合して良かった」という感想(アンケート)が聞かれた。(51ページ参照)

○ 新校舎の整備については、既存施設の状況や子どもたちの導線などから検討され、校舎は「改築」、体育館とプールは既存施設を「改修」とした。

新校舎では、オープンスペースにより普通教室で様々な教育活動が可能となり、新たに整備したメディアルームにおいて調べ学習などの充実が図られ、子どもたちにとってより良い教育環境が整備された。さらに、保護者や地域の学校への深い愛着に配慮し、統合前の3校のメモリアルコーナーを設置した。(42~44ページ参照)

- なごや小学校のようなソフト面、ハード面ともに、素晴らしい教育環境が整う ことが一番良いと思う。
- なごや小のように、2つの校舎に分かれた後、新校舎に移転するという方法 は、実質的に2回統合したことになるので、学校現場の負担が大きい。

2 対策が進まない理由について

○ 現計画に基づいて取り組んできたが、対策が進まない理由として次のことが 考えられる。

◆ 小規模校対策が進まない理由 【教育委員会の考え方・認識】

【教育会員会の考え力・認識】		
	○ 小規模校の課題や統合のメリットが十分に伝わらなかった。	
	○ 小規模校対策が身近な問題であると認識されていなかった。	
	○ 通学距離が長くなることや、統合に伴う工事期間中の児童へ の影響に不安があった。	
	○ 学校への強い愛着や、統合後の地域活動の存続や学校跡地の 利用方法(避難所など)についての不安があった。	
統合の合意形成 に関すること	○ 保護者や地域との協議により統合の合意形成を図ることで対策を進めてきたが、合意に至るまで協議が進まなかった。また合意の最終判断を保護者や地域に委ねることについては、心理的な負担が大きかった。	
	○ 保護者や地域に対して、教育委員会が統合場所などの案を示してこなかったため、話し合いが進まなかった。(~平成25年度)	
	○ 学校は日頃の教育活動において、保護者、地域から様々な支援を受けており、統合推進の立場で働きかけをすることが難しかった。	
推進体制に関すること	○ 統合に至るまでには、統合場所の選定など、複数の関係者と 多くの調整※を繰り返すことが必要である。これまでの専任職 員3人1チームという体制は、対象校数に比べて不十分であっ たことから、ほとんどの対象校では統合に向けて具体的な協議 をする段階にまで至らなかった。 ※ 統合の是非、統合する学校の場所、統合校の校名、教育活動の内容など	
統合のルールや	○ 現計画では、対策に取り組む優先順位や、統合は同一中学校	
進め方など	ブロック内の小学校同士を前提とすることなどの各種ルールを	
に関すること	設けたが、柔軟な取り組みが制限される面があった。	

- 保護者は変化に対して抵抗感があるが、統合するという方向性さえ決まってしまえば、その中で子どもたちの環境がどうあってほしいのかを考える。一部の反対があったらやめるという雰囲気ではだめではないか。
- 現行の人員体制で、全ての小規模校を対策するのは無理ではないか。目標を着 実に実現できる人員体制が必要だと思う。

- 田原市では、津波問題と少子化問題への対応を理由に統廃合を行ったが、説得力があったのは津波問題の方であった。小規模校対策の必要性について、子どもの社会性が育たないこと以外にも、説得力の高い優先要素は様々あるのではないか。
- 中学校ブロックを越えて、つながりの強い学区もある。地域感情を大切にしな がら柔軟に対応してほしい。

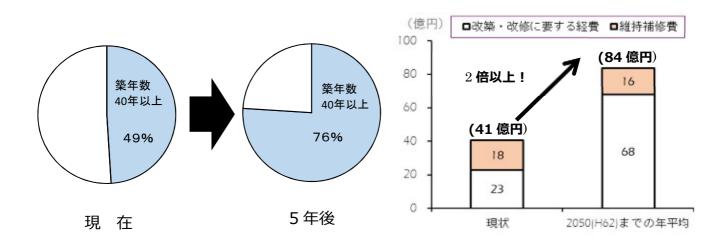
3 学校施設の老朽化について

- 小規模化による教育面の課題と合わせて、学校施設の老朽化も課題となっている。
- 学校施設は、延床面積の合計が約270万㎡あり、市設建築物の約1/4を占めている。学校施設の内、今後5年以内に築40年以上を迎える校舎などが全体の約3/4を占め、全体的に老朽化が進行している。
- 学校施設は、従来は築 40 年程度で改築していたが、毎年必要となる施設整備費(一般財源ベース)は、今後は 2 倍以上となることが見込まれることから、整備手法を見直さなければ適切な老朽化対策が困難となる。
- こうした状況を踏まえ、平成29年8月に「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」(以下、「リフレッシュプラン」という)を策定し、校舎などを原則80年使用する「施設の長寿命化」に取り組むこととした。
- リフレッシュプランにおいて、財政的な持続可能性を検証した結果、学校施設を「安心・安全・快適に維持管理」していくためには、施設の長寿命化に加えて、将来的な児童・生徒数を踏まえた統合などにより、学校施設の延床面積を適正な規模に削減するとともに、統合により生じる跡地活用にも取り組む必要があることが分かった。

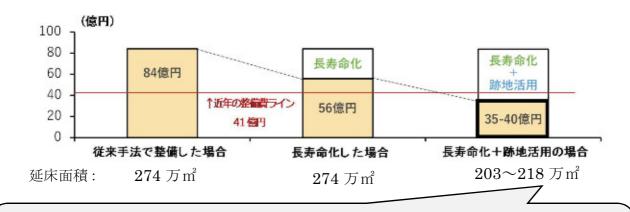
【教育委員会の考え方・認識】

○ 「子どもたちが安心・安全・快適に学ぶことができる施設環境」を確保するため施設の長寿命化とともに、学校の統合などによる保有資産量の削減と跡地活用に取り組んでいく必要がある。

※校舎の老朽化の状況と必要となる施設整備費



※リフレッシュプランにおける施設整備費の検証



財政的に持続可能な範囲で

老朽化が進行している学校施設を「安心・安全・快適に維持管理」していくためには (施設の長寿命化) + (統合などによる保有資産量の削減) + (跡地活用) が必要

4 新たな計画の策定の必要性について

- 名古屋市の小・中学校を取り巻く状況として、「現計画による小規模校対策が進まない」、「解消の目処が立たない過大規模校への対策が必要である」(32 ページ「Ⅲ 過大規模校についての検討」を参照)、「学校施設の老朽化が進行している」という課題がある。
- こうした状況を踏まえ、学校規模の適正化については「クラス替えができるなど、望ましい学校規模を確保する」という教育面の課題解決に取り組むとともに、「子どもたちが安心・安全・快適に学ぶことができる施設環境を確保する」という、施設面の課題にも対応していく必要がある。
- 「学校規模の適正化」を着実に推進し、子どもたちの良好な教育環境を将来 にわたって確保するため、新たな計画を策定する必要がある。

【教育委員会の考え方・認識】

背景

進まない 小規模校対策 (74 校) 解消の目処が立たない 過大規模校 (4 校) 老朽化が進行している 学校施設 (約半数が築 40 年以上)

学校規模適正化 の必要性

教育面

- ・児童・生徒が少ないことで生じる「教育効果」「社会性の習得」「人間関係」などの面での課題解消
- ・学校規模の大小による教育環境の不均衡の是正

施設面

・財政的に持続可能な範囲で安心・ 安全・快適な施設環境を確保するため、施設の長寿命化とともに、統合 などによる保有資産量の削減が必要

教育面と施設面での課題解消を目指す

子どもたちにとってより良い教育環境を将来にわたって確保するため、 「学校規模の適正化」を着実に推進する新たな計画が必要

- 小規模校が増加している中で、学校規模の適正化を進め、子どもたちのより良い教育環境を整える必要がある。
- 保護者の立場からすると、子どもたちにとって、一番よい環境を早く整備して ほしいし、楽しい学校生活を送ってもらいたい。

5 新たな計画について

《計画の枠組み》

(1) 計画期間

【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 現計画の計画期間は、平成23年度から平成28年度までの6年間。
の考え方	計画期間終了後は、6年ごとに新たな計画を策定する。
課題	○ 現計画から6年経過して、小規模な状態が長期化している学校や、 小規模校の数が増加している中で、短い計画期間では解消の見通しを 立てることができない。
	○ 学校施設の老朽化対策は、設計から工事まで一定の期間を要することから、統合などによる保有資産量の削減を踏まえ、中長期的な視点で計画的に取り組む必要がある。
対応案	○ 中長期的な視点も踏まえることで、学校規模適正化の見通しを立 て、小規模校対策を着実に進める。
	○ 学校規模の適正化とともに、学校施設の老朽化対策も効果的に進めるよう、リフレッシュプランの計画期間との整合性を図る。 ※ リフレッシュプランの計画期間は、第2期の終了が約15年後
	○ 以上のことから、新たな計画の計画期間は15年間程度とする。
	〈懇談会意見を受けた追加提案〉 ○ 15年間程度の計画期間中、取り組みの状況や人口動向の変化などを 踏まえ、5年毎を目処に、必要に応じて計画の見直しを行う。

- 15 年間の計画期間は賛成である。ただし、既に手がけている学校など、対策に 取り組む学校の優先順位は、しっかり決めて進めていってほしい。
- 計画のルールの大きな柱は、15年間変えなくてもよいと考える。しかし、長い 計画期間中に、マイナーチェンジをする機会をもつ必要性はあるのではないか。
- 5年か6年の中期の計画とは別に、15年間の長期の展望があるといった、2本立 てにした方が良いのではないか。
- 保護者の立場からすると、15 年は非常に長いと感じるが、保護者は子どもが在校しているときにしか学校に関わらないので、地域や学校が今後どのようになっていくのか、大まかな着地点が見えないと親として動きにくいと感じる。
- 地域の決め事は、長い時間を要するものであり、新たな計画では長い期間をかけ様々な問題に対応できるような仕組みとするべきである。
- 地域では、統合するという話題が出た段階から様々な意見が出始めるので、5年 程度でまとめることは難しい。
- ハード面の対策は、リフレッシュプランを踏まえ、小規模校対策と関連させて 推進することが必要だと思う。

(2) 目指す姿

【教育委員会の考え方・認識】

対応案

○ 計画期間終了までに、統合などによる学校規模適正化を行い、小規模化及び過大規模化を解消して、良好な教育環境が確保された状態を目指す。

(3) 取り組み方針

【教育委員会の考え方・認識】

○ 次のように、取り組み方針を定めて、対策に取り組む。

対応案

イ 教育委員会が、個別の学校の具体的なプランを作成・提示して、確実に対策を進めることにより、早期の問題解決を図ります。

アー子どものことを第一に考えて、学校規模適正化に取り組みます。

ウ 学校統合を契機として、ソフト・ハードの両面において教育環境の 向上を目指します。

- 子どもを第一に考えたいという発言が、地域ではなく、親から強くあった。このことは尊重すべきだ。従来は、教育委員会がたたき台をつくるに留まっていた進め方を、今提案では最終的に教育委員会が子どもの教育環境のために責任をもって統合を決定するという。しかし、その場合も、親の声は重視すべきだ。
- 教育委員会が案を示すということは、その案に賛成か反対かという議論になってしまう。まずは地域が話し合ってみて、成り立たないときに仲裁案として教育委員会がプランを出していく、一定期間話し合ってもらうが決着点がないときには教育委員会が統合を決定するといった方法もありうるのではないか。

《計画の内容など》

(1) 学校規模

【教育委員会の考え方・認識】

ア 適正な学校規模(適正規模)

※特別支援学級については設置基準が異なるため以下の 学級数には含めない。

, ,	= 0.1 P() 2 P() (C=-) 2 P()
	○ 小・中学校ともに、少なくとも各学年でクラス替えができる規模とす
	る。
これまで	小学校 : クラス替えができる 12 学級(各学年 2 学級)から 24 学級(各学
の考え方	年4学級)
	中学校:クラス替えができる 6 学級以上は必要。教員配置など教育諸条
	件を考慮し、9 学級(各学年 3 学級)から 18 学級(各学年 6 学
	級)の規模が望ましい。
	○ 笹島小・中学校のような小学校と中学校が併設した形で統合した場
課題	合の学校規模の基準がないこともあり、統合手法について小中学校併
	設型を含めた弾力的な検討ができない。
	○ 原則、変更なし。ただし、小学校と中学校が併設した形で統合する場
対応案	合の学校規模の基準を追加する。
	小中学校併設の統合:小中学校併せて過大規模とならない規模
	The state of the s

※学校規模については、国(文部科学省)の基準及び「小中学校の学校規模のあり 方」(名古屋市学校教育研究協議会)に基づき設定。

イ 適正化が必要な学校規模

これまで	○ 適正な学校規模(適正規模)の考え方に基づき、クラス替えができな
	い学年が生じる次の学校規模を対象とする。
の考え方	小学校:11 学級以下 中学校:5 学級以下
対応案	○変更なし。

- 教員の立場で最も重要なのは学校全体の子どもの人数は何人かということ。クラス替えができるように各学年2クラス以上あることが適正であると思う。
- 学校の統廃合について、保護者、地域と話し合うには、学級数よりも1学級あたりの児童・生徒数が少ないことの方が、切迫感があり問題となるのではないか。
- なごや小学校では、子どものことを第一に考えて統合を決断した。1 学級の適正人数はなかなか答えがでないが、対策の必要性として、クラス替えができないことを目安とするのはわかりやすい。
- 学校全体の人数設定も重要であるが、1 学級の人数設定も重要。少子化の一方で、少人数教育の推進により必要な教室が増えることなどは、校舎の建設に影響する。

(2) **適正な通学距離の基準**(45ページ「(7)なごや小学校の通学距離の状況」も参照)

【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 徒歩を基本として、小学校は概ね2キロメートル、中学校は概ね3
の考え方	キロメートルを一応の目安とする。
課題	○ 郊外の学校などで、現状の通学距離が基準を超えている場合、対策 により、さらに通学距離が長くなるため、基準に従った対策が困難な 場合がある。
対応案	○ 原則、変更なし。ただし、通学距離が基準を超える場合でも、児 童・生徒の安全面や負担面の対策が可能であれば、柔軟に対応する。

【懇談会での主な意見】

- なごや小の場合では、統合に伴い、江西学区の児童の通学距離が長くなることが課題であったが、実際に通学してみると、1 年生も元気に登校している。許容できる通学距離かは親の考え方によっても違うのではないか。
- 通学については、児童のコミュニケーションが大事であり、皆で一緒に通う姿が望ましい。
- なごや小学校では子どもを守るために、地域の方の協力で交通指導を行っている。子どもの安全を確保するための方策をぜひ検討してほしい。

(3) 適正化の対象校

【教育委員会の考え方・認識】

	○ 計画策定時に小規模校であり、計画期間を通じて同じ状況が継続する見込みの小学校を対象とする。
これまで の考え方	○ 小規模化の継続性を判断するための児童数の推計は、0歳児から5歳 児までの実際の幼児人口により行う。
	○ 中学校の小規模校対策については、小学校の進捗状況や教育環境、社会状況の変化などを勘案して改めて検討する。
課題	○ 幼児人口による推計だけでは、中長期的に見ても対策が必要か明らかにできず、保護者・地域が、「将来的に児童数が増え、小規模化が解消する」と期待することで、統合協議が進展しない。
	○ 少子化が進む中で、中学校の小規模校対策についても検討が必要と なってきた。
対応案	○ 従前使用していた実際の幼児人口のみによる短期推計に代え、集合 住宅の建設計画や人口移動率なども加味した短期推計を使用すること で推計の精度を向上させる。さらに、中長期的な傾向から見た対策の必 要性について、国勢調査の結果をベースにした長期推計も参照する。
	○ 新たな計画を策定する年度に小規模校であり、短期・長期いずれの推 計で見ても、小規模化が解消する目処が立たない小学校を対象とする。

○ 中学校も小規模校対策の対象とし、対象校は小学校と同様の考え方を用いる。ただし、中学校ブロック内の小学校の対策状況と関連する ため、個々の状況に応じた対応を検討する。

【懇談会での主な意見】

- 長期推計も見据えて精度を高めるというのは理解できるが、短期推計と長期推 計の特定の3つの時点だけで判断するのは、その時点の状態で対象校になるかど うかが変わるため、不安定ではないか。
- 臨機応変に対応できるよう、対象校は「原則」として決めるべきではないか。
- 子育て世代の人たちの転出入が多く、短期的に子どもの数が変わる学校もある。 15年間の計画期間とした場合であっても、そうした短期的に起こりうる課題に対 応できる仕組みをつくっておく必要があるのではないか。
- 実際の子どもの数に基づいた短期推計の積み重ねで計画を見直す方がよいのではないか。
- 都心部では、集合住宅が建設される影響で、教室を確保しなければならない状況もあると聞いている。社会的な状況についても見ていかなければいけない。
- 中学校の小規模校は小学校と比べれば少ないが、小規模化が顕著ならば、何ら か対策が必要ではないか。

(4) 適正化の方法

【教育委員会の考え方・認識】

	【我自安兵公》。	
	○ 学校統合または通学区域の変更(隣接する学校が大規模校の場合)で	
これまで	対応する。	
の考え方	○ 既に統合を実施した学校において、再度の統合を行うことは、さらな	
77 77 7273	る過大な負担を児童、保護者、地域の人々に強いることになるため、保	
	護者や地域の人々から要望がない限り、検討しない。	
電田 且百	○ これまでの小規模校対策では、学校統合により進めてきた。	
課題	※ 通学区域の変更は、過大規模校対策で取り組んできた。	
	○ 学校統合または通学区域の変更(隣接する学校が大規模校の場合)で	
対応案	対応する。(これまでと変更なし)	
	 ○ 通学区域の変更については、中長期的に見て適正な学校規模が維持	
	される効果が見込まれる場合は取り入れる。	
	○ 適正化を行う場合は、再度の統合等を行うことにならないよう、中	
	長期的な視点で学校規模が維持できるように検討する。	

【懇談会での主な意見】

○ 人口構成の変化が大きい場合は、変化に合わせて通学区域についても再検討すべきではないか。

(5) 対策の優先順位

【教育委員会の考え方・認識】

	〇 学校規模	に応じた優先順位を付け、計画期間中に全学年で単学級が
		「第1グループ」の学校から優先的に取り組むこととした。
	※ 現計画	「における対象校のグループ分けの基準
		基準
	第 1	現在(平成22年5月1日)、6学年すべてが単学級の学
これまで	グループ	校で実施計画期間内も同じ状況が継続する見込みの学校
の考え方		現在、6 学年すべてが単学級の学校で、実施計画期間内
• • = •	第 2	に 6 学級でなくなる見込みの学校(6 学級⇒7~11 学級)
	グループ	及び現在、7 学級から 11 学級の学校で、実施計画期間内
		に6学級になる見込みの学校(7~11学級→6学級)
	第 3	現在、7 学級から 11 学級の学校で、実施計画期間内も
	グループ	同じ状況が継続する見込みの学校
	7 / 7	THE CHANGE A COUNTY WEIGHT A COUNTY OF THE COUNTY WEIGHT AND THE COUNTY WEIGHT WEIGHT AND THE COUNTY WEIGHT AND THE COUNTY WEIGHT
	〇 対策に耳	対別組む優先順位が学校規模のみで固定化され、第2、第3
	グループの	対策が進まなかった。
課題		
H/K /		交対策が必要な学校が抱える、著しい施設の老朽化や、津波
	などの災害	『への不安など、学校や地域ごとの課題の解消を見据えた対
	応にまで到	至らなかった。
	○ 統合に作	よう改築や移転などにより、学校や地域の課題を併せて解決
	できる場合	うもあることから、あらかじめ対象校の優先順位を付けるの
対応案	ではなく、	学校や地域の実情を総合的に勘案して統合に取り組む学校
	を決定する	

- 優先順位を設けないという点は重要であり、新しい計画や枠組みを作るという ことを、しっかりと説明していくべきだと思う。
- 対策を具体的に進めている学校は継続していくべきだと思うが、可能性がある 学校から統合を実現していくことで、次に進みやすくなるのではないか。
- 田原市では、津波問題と少子化問題への対応を理由に統廃合を行ったが、説得力があったのは津波問題の方であった。 再掲
- 小規模校の中から、横並びで対策する学校を選定するのであれば、子どもの生命にも関わる、災害に不安を抱える地域を優先していただきたい。
- 現計画で統合を目指していた第1グループの9校のうち、統合が実現しなかった6校こそ対策の緊急性が高いのではないか。この学校を優先すべきである。
- 現計画で具体的に対策を進めている学校については、新たな計画が策定される までの期間もしっかり取り組んでもらいたい。

(6) 統合についての合意形成【教育委員会の考え方・認識】

┃	胡問
内の開校を目指すこととしていた。	, 11 L.J
○ 優先的に対策を行う第1グループの対象校の基本的な方策は教育 員会が示し、その他、統合場所を始めとした統合に関することは、 係学区の保護者・地域・学校・行政の代表者からなる検討組織で記 合うこととしていた。	関
〇 平成 26 年度より、教育委員会から地域に対して、統合場所を始 とした統合後の将来像(統合案)を提示して、対策を進めることに 更した。	_
○ 学校に対しては、保護者対応などの協力を求めてこなかった。(* 護者・地域と学校現場の関係に配慮してきた)	'呆
○ 統合の合意形成について、次のような課題がある。 ア 保護者や地域から「具体案がなければ協議できない」という意思され、平成 26 年度より、教育委員会から、統合場所を始めと統合後の将来像(統合案)を提示することに変更した。これまで提示は1ケースであり、今後、関係学区の保護者や地域住民に納て協議いただけるよう、よりしっかりとした案の作成・提示が必要ある。 イ 教育委員会が統合案を提示する場合、関係校の保護者・地域かた公平性・客観性が必要である。 ウ 保護者や地域との協議により統合の合意形成を図ることで対策を対してきたが、合意に至るまで協議が進まなかった。また、保護地域にとって、合意の最終判断をすることは、心理的な負担が大った。 エ これまでの統合事例では、保護者や地域の意見調整のため、合意であまで3年から5年の期間を要しており、結論が出るまでに長い間がかかった。	し案得要 ふ 兼者き 意たのしで 見 をやか に
オ 学校は日頃の教育活動において、保護者や地域から様々な支援 受けており、統合推進の立場で働きかけをすることが難しい。	を
○ 上記の課題に対して、次のような対応案により対策に取り組む。 ア 教育委員会が十分な事前調査を行い、学校ごとの具体的な対象 (以下、「個別対策プラン」という)を作成する。 イ 学識経験者や地域関係者、学校関係者などを委員として、学校 適正化に関する審議会を条例設置し、審議を経ることにより、個別 策プランの公平性や客観性を高める。	見模
ウ・エ ・ 個別対策プランを保護者、地域に対して提示し、意見を聴取がら、丁寧な説明・協議を行う。 ・ 子どものことを第一に考えて、可能な限り速やかに対策を行め、統合の協議に目標期間を設け、最終的に教育委員会としてを決定する。 オ 対策の必要性について、保護者・地域の理解を得やすくなるよ学校の協力を求めていく。	うた

【懇談会での主な意見】

〈個別対策プランの作成・審議会の設置について〉

- 教育委員会がプランを出すことについて、地域の意向を十分にくみとって出す ことが大切だ。不十分なものではよくないので、事前のリサーチは大事である。 また、プラン提示後に、修正の余地が残されていることも必要である。
- 審議会で検討するプランは非常に重要で、どちらかの学校寄りの内容になって しまうと、もう一方の学校が納得しないことになる。統合に期限を設けた場合、 一方の学校が納得しないままであっても、審議会の出したプランで確定してしま い、一方の学校に有利な内容となってしまうのではないか。
- 地域にプランを示してから、短期間で結論を得るためには、審議会の判断が適正でないと、反発を受けて前へ進まないこともある。審議会の段階で、該当地域の特性を含めた審議会案を考える必要がある。地域にはそれぞれ特色もあるし、教育の考え方も違うため、個別の案をつくる必要がある。
- 教育委員会がプランを提示するのは、過去の経験を生かした方法であり、地域 の方の意見を聞く中で、フレキシブルに対応できるものであればよい。
- 審議会でしっかりとプランを議論したとしても、地域への説明段階で混乱する ことがあるので、場合によっては柔軟性をもたせるようにした方がよい。
- 事前に情報収集し、審議会に諮問するのはよいが、その前の段階の十分な情報 収集がないと、保護者や地域は納得しない。
- 当該地域の方に審議会の委員になってもらうと良いのではないか。
- 通学の安全確保など、土木や警察などと調整が必要な場面もある。審議会の委員構成を検討し、要所ごとに開催した方がよいのではないか。

〈保護者、地域との説明・協議について〉

- 教育論で保護者を動かすことが重要である。社会性が育たないなど、子どもに 影響する問題点を挙げていかないと、保護者には緊急性を感じてもらえない。
- 財政的な観点も重要で、学校が統合すれば運営費が抑えられ、全市的な視点で 見れば税金の節約にもなるのではないか。
- 財政論は役所の都合なので、保護者や地域の心は動かないと思う。やはり子どもの立場に立ってよいと思わないと統合に進まないのではないか。
- 統合前の江西小では、1年生9人の内、男子が1人だけであり、親として6年間それで良いのかという思いがあった。これでは様々な問題が起こる可能性もあるし、少なくとも自然ではない。そういった課題を訴え、統合が進められた。
- 統合が目的であれば、地域の意見を聞いてばかりではいけない。子どもたちに とって何が一番大事かを第一に考えるべきである。

- 統合にあたり、保護者の意見よりも、地域の意見を強く感じる。学校のことは 地域にも大事であるが、子どもと保護者が当事者であり、やはり子どもを第一に 考えてほしい。学校のことは親の目線で考えるべきである。
- 統合前提で進めるのではなく、まずは教育委員会が地域とよく話し合うべきである。
- 「子どもファーストで」という話が出ていたが、まず保護者に説明し、その後地域に説明するという形をとらないと、いつまでも反対すればよいという形になってしまうので、そこを間違えないようにすべきではないか。
- 関係者に対して適正化の必要性を分かりやすく示すなど、理解を高める必要がある。できるだけ早く取り組むべきと思う。
- 保護者や地域には、説明を継続的に行い、統合の問題を認識してもらう必要がある。
- 保護者と地域の意見をよく聞き、開校後にしこりが残らないよう、徹底的な話し合いが必要だ。
- 教育委員会がプランを作ることと、話し合いに期限を設け、対策を推進することは、大きな変更点だ。子どもの数や財政の状況を示して、多くの学校の対策に取り組む必要性があることを伝え、それならば仕方ないという市民の理解を得て進めないといけない。市民アンケートの結果では、小規模校は数校と思われている。後から知らなかったという話にならないように、取り組む規模として校数は示して、多くの学校が対象になるということを伝えておくべきと考える。
- 新たな計画づくりが、後で「知らなかった」「聞いていない」と言われないよう、 30年度には、全区民、全市民に伝わるようにしていく必要がある。そうしないと、 その後の活動が実らないと思う。

〈統合協議の目標期間の設定について〉

- この期限までに絶対やるというものではなくて、統合に向けて合意を得る目標 という意味での期限の提示は欠かせない。
- 統合に期限を設ける点については、現状の手法では、一人でも反対があれば合 意できず、進まないので、どこかでおおよその目処をつける方が進みやすい。
- 保護者は変化を嫌う傾向にあるが、統合するという方向性さえ決まってしまえば、その中で子どもたちの環境がどうあってほしいのかを考える。一部の反対があったらやめるという雰囲気ではだめではないか。今上手くいっていることを変えることは、保護者にも子どもにもチャレンジである。再掲
- 今、小規模校でクラス替えができない状態で、非常に困っている子どものこと を考えると、期限はある程度必要であると考える。
- なごや小の3学区の経験から、説明期間が1年としても、短くないと考える。 教育委員会には、ほのか小、笹島小、なごや小、3つの経験のノウハウが蓄積され ているので、それを生かしてもらいたい。

- 子どもたちの環境改善のために、少しでも早く対策を推進してほしい。
- 短期間で統合を進めたいという考え方については、今までのことを思うと慎重 に考えるべきである。必要な期間のさじ加減は非常に難しい。
- 実際に地域に入って、とても短期間では解決しないと判断した場合、目標年次は変更されたりするのか。合意が得られない案を急いで出してしまうと、それがネックになって進まなくなるので、案を作成する段階が大事だと思う。
- 各委員の感覚としても、地域との合意形成には相当の時間がかかるという意見が多い。短期間で統合の結果を出すことは難しいことが心配される。

〈全般的な事項〉

- 統合して普通の学校になるのではなく、プラスの方向を目指し、ポジティブに 動いていけば、地域の方々の気持ちも変わってくる。
- 子どものことを優先して進めるということで、教育委員会が責任をもってやる ということを宣言し、今回の新しい計画をつくっていくことを示すべき。
- 実際に統合されれば、変化に応じて地域も変わっていく。やり方次第で地域と 学校とうまくやっていけると思う。

(7) 個別対策プラン

個別対策プランとは:

- 統合を実施する学校についての個別・具体的なプラン(対象校や相手校、選定 理由、統合場所、対策の手法などを示したもの)
- プランは、新たに設置する審議会で審議し、審議会からの答申を受けて教育委 員会が決定する。

1 同一行政区内・同一中学校ブロック内での統合 【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ PTA活動や地域活動は行政区を単位として行われていることから、同じ行政区内の統合校の組み合せとする。
の考え方	○ 小学校と中学校は、中学校ブロック内で教育活動や地域活動において密接な関わりをもっていることから、同じ中学校ブロック内の統合校の組み合せとする。
課題	○ 具体的な対策を検討する際に、統合する学校の組み合わせが制限されることから、保護者、地域との協議が進まないケースがあった。
対応案	○ 原則、変更なし。ただし、特に有効と考えられる場合は、行政区や 中学校ブロックを越えた統合を検討する。

- 中学校ブロックを越えて、つながりの強い学区もある。地域感情を大切にして、 柔軟な対応をしてほしい。 再掲
- 中学校ブロックを越えた統合について、様々な考え方があるので、中学校を選択できる案もあっていいのではないか。

2 小学校と中学校を併設した統合(15 ページ「(1)学校規模」も参照) 【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 小学校同士の統合が基本であり、笹島小・中学校のような小・中学校
の考え方	を併設して統合するという手法は想定していなかった。
課題	○ 中学校の場所を統合場所として選択できないため、通学距離や敷地 条件などを考慮した、より望ましい対策を検討できない。
	○ 統合により、小中学校が併設することを契機に、教育を充実させる といった、保護者、地域にアピールできる取り組みがなかった。
対応案	○ 通学距離や敷地条件などで、有効と考えられる場合は、小学校と中学校を併設した形での統合を検討する。
八八八大	○ 小中学校併設による統合の場合には、そのメリットを生かした教育 の充実に努める。

【懇談会での主な意見】

- 名古屋市では専用のカリキュラムによる「小中一貫校」は設置していないが、 笹島小・中学校のような連携をする形での「小中一貫教育校」はある。最大限で きても中学校の教員が兼務で教えることはできるが、教える内容は他の学校と変 わらない。この点を誤解がないように伝えないといけない。
- 小中併設の学校について、その学校だけ特別な教育が受けられるということは、 市全体の教育を考えた場合、良くないのではないか。もちろん可能な限りで小中 の連携や協力を行うことはとても良いと思う。

3 統合を契機とした施設面での機能向上 【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 統合校の校舎は可能な限り既存校舎を活用することとし、必要に応
の考え方	じて整備を検討することとしてきた。
課題	○ 統合した場合に、校舎の改築など、施設面での教育環境の改善が行
珠 越	われるかどうかが不透明な状況であった。
対応案	○ 統合を契機として、リニューアル改修や改築などを行い、施設面で
	の教育環境の向上を図る。

- 統合を契機とした学校の施設面の機能向上は今回の計画の目玉だと思うので、 しっかりと主張すべきである。対策を進めるためには「改築」が前提とした方が よいのではないか。
- 統合を契機として、なごや小学校のような素晴らしい教育環境が整うのが一番 良いと思う。 再掲
- 特色のある学校としての役割を果たし、その地域に必要な、センターになるよ

- うな小学校、中学校になっていくとよい。
- 統合して、単に既存の校舎に行くよりも、校舎が新しくなるなど、メリットが 見える方が、統合に向けて努力していると感じられるのではないか。
- 統合を契機に、改修や改築によりハード面の機能向上が図られることになるの は子どもたちにもとても良いことである。
- ○小規模化の問題と合わせて、敷地が狭い学校では、狭あい化の問題にも対応すべきではないか。

4 他の公共施設との複合化

【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 統合を行う際には、単なる学校同士の統合ではなく、学校を地域コ
の考え方	ミュニティの拠点と位置付けた複合化を検討する。
課題	○ 統合が市内で広く進んでいない中、まだ実現に至っていない。
対応案	○ 公共施設などの立地状況などを勘案し、子どもに良い効果が得られる場合は複合化を検討する。

【懇談会での主な意見】

- 統合に合わせて、公共施設の複合化も検討することは、行政の無駄がなくて非 常に良いと思う。
- 地域での教育を行う面でも、公共施設との複合化の検討も必要になってくると 感じる。また、少子化の一方で、高齢者施設は不足している部分もあるので、学 校との複合化を検討することは合理的ではないか。
- 複合化は良いが、複合化する施設に関してどの段階で議論されるのか。学校現場が困らないようなものを考えてほしい。
- **|5| 通学の安全対策**(45ページ「(6)なごや小学校における通学路の安全対策」も参照)

【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 登下校時の交通安全や不審者対応のため、関係行政機関と連携を図
の考え方	り、学校の安全対策や家庭地域との協力による安全確保に努める。
課題	○ 通学の安全対策は、保護者にとって関心の高い事項であり、統合の
	合意形成に大きく関係することから、十分な取り組みが必要である。
対応案	○ 原則変更なし。ただし、地域ごとの通学路や交通状況の特性を踏ま
	え、地域に根差した安心・安全の確保に取り組む。

【懇談会での主な意見】

- 統合に関しては通学が一番不安だと思うが、通学距離の要件を考え直すことで、 変わってくるのではないか。
- 懸念されるのは通学時の安全性である。解決するにも道路状況など地域の特性があり、統合する学校の地理的な問題が影響するので、具体的な対策をもって議論していくべき。
- 統合により通学距離が長くなる可能性があるので、安全性もしっかり確保して もらいたい。

6 学校・地域の沿革、歴史などの諸条件の勘案

【教育委員会の考え方・認識】

これまで の考え方	○ 学校や地域にはそれぞれに歴史があることから、統合校の組み合せ を検討する際には、学校の沿革や歴史、地域の特性、校地・校舎などの 諸条件を、可能な限り勘案して検討している。
課題	○ 学校の沿革、歴史などの諸条件は、統合の合意形成に影響するため、 保護者や地域などから、様々な情報収集が必要である。
対応案	○ より理解が得られやすい個別対策プランを作成するため、区役所な どと連携して、地域や保護者からの意見や情報の収集を十分に行う。

7 跡地活用について

【教育委員会の考え方・認識】

	○ 統合により使用しなくなる校舎や校地については、全市的な視点で
これまで	有効活用などに努める。
の考え方	○ 学校は地域の避難所となっているため、防災拠点に必要な建物・土地
	の確保に一定の配慮を加えた検討を行う。
	○ 統合の話し合いを行う際「学校跡地がどのように活用されるかが分
課題	からない」などの不安が、統合の話し合いの支障となっている。
	○ 学校の跡地に関して、活用のルールや進め方が決まっていない。
対応案	○ 統合により使用しなくなる校舎や校地については、避難所など地域 に必要な機能に配慮しながら、全市的な視点で活用方針を作成し、これ に沿って有効活用を図る。
	○ 跡地活用を進めるための全庁的な連携について検討する。

- 跡地の問題は、統廃合とセットで考えてもよいレベルである。跡地活用のこと にはしっかり配慮と準備をしてほしい。
- 跡地の問題は最初から地域と話をしていく必要がある。統合と同列、同時に考えてもらわないと話はまとまらない。また、区役所の地域力推進室など、地域と

関わりが深い部署の意見を聞くべきである。

- 統合の情報をいつ地域に発表するかのタイミングの問題もあるが、情報を発表する段階で、跡地についても、教育委員会からある程度のプランを示した方がいいと思う。
- 地域に入っていく際には、跡地活用の基本ルールを示せると良い。
- 避難所の確保だけでなく、これまで行われていた地域コミュニティでの利用や スポーツ活動の継続など、跡地活用に関して地域への配慮が必要だ。地域の問題 をくみ入れた跡地活用となってほしい。
- 統合により学校がなくなることで、マイナスにはならないようにしてもらいたい。例えば、同じ子どものことで課題となっている保育園の待機児童対策について、全庁的な連携により、跡地で解消するといったことは、プラスの要素となるのではないか。

(8) 対策の推進体制

【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 従来の体制は、教育委員会の職員(専任3人程度)を1チームとし
の考え方	て、対象校(44 校)を担当して進めてきた。
課題	○ 新たな計画で対策を確実に推進するためには、次の課題がある。
	ア 統合に向けた保護者、地域との調整には相当の打ち合わせ回数や時間が必要であることから、現在の職員体制(専任3人・1チーム)では、複数の対象地域に対して、同時に取り組み、合意形成を図ることは困難である。
	イ 保護者、地域と教育委員会の担当者との間で、対策に向けた説明や 協議を、繰り返し行うことができる状態が必要である。
	ウ 保護者や地域の学校に対する考え方の他、地域活動や防災の取り組み、対策を行うための地域ごとの具体的な情報や意見の集約が不足している。
対応案	○ 対策に取り組む職員及び組織体制を整え、市内多方面において、小規模校対策を着実に進めていく。
	ア 1つの担当チームが1つの統合事例に専念することで、対策を着実 に進め、計画期間内に対象校の学校規模適正化が実現するよう、複数 の担当チームを確保する。
	イ 担当チームが保護者、地域にとって身近な存在として地域に根差した取り組みを進めるため、市内各方面に人員配置や活動場所の確保を 行う。
	ウ 地域に関係する情報や意見を丁寧に収集し、個別対策プランに反映するため、より地域に近い区役所などと連携しながら取り組みを 進める。

- 現行の人員体制で、全ての小規模校を対策するのは無理ではないか。目標を着 実に実現できる人員体制が必要だと思う。 |再掲|
- 新たな計画では多くの対象校に取り組む必要があり、チームが足りないことが 一番の課題。複数チームがあれば進め方の情報も共有できる。
- 学校規模適正化の取り組みは、地域との関係づくりが重要なため、区役所との 連携については、当然必要である。
- 区役所には対策のための職員を出すほどの余裕はない。あくまで地域との関係 づくりのために、教育委員会との連携に取り組むものと考える。
- 区役所にとって、教育委員会は最も連携が取りにくい部署であり、教育委員会から区役所に近付こうということはすばらしい。子どもファーストでいくことが大切だが、その時に地域や保護者との関わりが必要となるので、区役所との連携は必要である。日常的に区役所の職員と話をしていくことはよい。区役所と教育委員会の職員に兼務をかけて、1 つの学区の担当をもつくらいのことができると良い。
- 区役所との連携については、教育委員会の担当者が本庁を拠点とするのではな く、地域に出て行くということがポイントだろう。
- 区役所との連携自体は、他都市でもやっており、必要だと思う。

(9) 統合校の整備

1 新しい整備手法の取り組み(46 ページ参照)

【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 校舎建設では鉄筋コンクリート造が主体となっている。	
の考え方	○ 児童・生徒数の増加により教室が不足する場合は、仮設校舎や鉄筋コ	
	ンクリート造により増築している。	
	○ 鉄筋コンクリート造のため、児童・生徒数の変化などに合わせた自由	
	な間仕切り変更や教室転用が難しい。	
課題	○ 児童·生徒数の増加に応じて増築を重ねているため、敷地に対して最	
	適な校舎配置となっていないことがある。	
	○ 校舎整備における仮設校舎の建設は費用面、学校運営面での負担が	
	大きい。	
	○ 改築などを伴う統合校整備においては、工期、工事費の縮減が期待	
	でき、間仕切り変更などが容易で、将来の柔軟な教室転用が可能となる鉄骨造を検討する。	
	○ 内装を中心に児童・生徒が触れる場所で木を活用し、木の特性(温	
	かみ、香り、柔らかさなど)を活かした校舎を検討する。	
	○ 整備に合わせて、複数の低層な校舎を1つにまとめ、運動場を確保	
対応案	するなど、敷地の高度利用に努める。	
	○ 校舎をまとめる際には、バリアフリーに配慮する。	
	○ 統合校は将来の児童・生徒数を見据えて適正規模で整備し、児童・	
	生徒数の急増による一時的な教室不足に対しては、工期が短く、撤去 が容易な軽量鉄骨造での増築を検討する。	
	○ 整備の際には、仮設校舎をなるべく出さない整備方法を検討する。	

- 将来的なニーズが変わった場合に間仕切りを取り払えることはありがたい。
- 上階からの振動や騒音の影響を小さくできるのであれば、鉄骨造はよい。
- 鉄骨造は柱間隔を広くでき、間仕切りを自由に入れることを前提とした設計ができる。
- 従来の学校は部屋のタイプが限定的なので、いろいろな大きさの部屋を用意してはどうか。
- 木なら何でもよいということではない。しっかり予算を確保するなり、メリハリをつけるなりすべき。

- 学校が気にするのは工期である。工期が短くなるのであれば望ましい。
- 今までの公共施設はピークに合わせて造っていた。ピークを見越して、場合に よっては軽量鉄骨造や木造とすることも考えられる。
- 仮設校舎を抑えることは賛成。仮設校舎の建設や引越しにコストがかかる。
- なごや小は北側に公園があるが、そのような公園と学校を入れ替える、あるい は公園を含めた大きな敷地で考えて建替えし、公園も整備していってはどうか。

2 余裕教室について(47ページ参照)

【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 余裕教室※についても、学級で使用している教室に準じて改修を行ってまた。
の考え方	てきた。 ※ 保有する普通教室のうち、学級で使用している教室を除いたもの。
課題	○ 近年、1,800室程度の余裕教室が継続して生じている。
	○ 余裕教室の大半は学校で活用されているが、活用の内容、頻度は様々であり、効果的・効率的な整備の観点から、今後は、余裕教室のうちー部は内装を行わないなど、整備内容を精査する必要がある。
対応案	○ 統合校整備などにおけるリニューアル改修の際には、活用の内容や 頻度などによって、学校で活用する教室を整理し、適正な規模で整備 する。
	○ 整理した上で、なお余裕教室が生じるときは、教室の再配置によりできる限り1カ所へ集中させ、公的利用や地域コミュニティの拠点として活用することを検討し、それでもなお使用する見込みがなければ規模に応じて減築も検討する。

- 既存校舎の余裕教室を移動させて、余裕教室の数を少なくしていくという手法 は合理的。
- 1フロアが空くのであれば、そこにコミュニティセンターや公民館機能など入れることで、施設が活性化する。
- 内装改修を行わない部分として一定程度集まっていればよいが、ほんの一部だけ内装が未改修のままというのも異様な感じがするので、臨機応変に対応できればよい。
- 使用が見込まれない教室をすべて減築するのではなく、教育課程の変更など、 新しいことに対応する余地を残しておくべき。
- 1棟まるまる空くのではなく、1棟をぶつ切りにして減築するのは変化に対応 する余地のない学校になってしまう。
- 減築する規模によってはむしろ残して活用する方が良い場合もある。
- 順番としては、学校での使用を検討した後、学校以外で活用する見込みがある かを検討し、それでも見込みがなければ減築するのではないか。

3 学校外プールの活用

【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ すべての小・中学校において、プール施設を整備し、必要に応じて改
の考え方	修を行ってきた。
課題	○ 平成 29 年度末時点で築 40 年以上が経過し老朽化対策が必要なプールは 226 校あり、今後の対策に多額の経費が必要である。
	○ 他都市では、プールの老朽化対策を背景として、学校外プールを活用 した水泳指導を導入する事例が出てきており、本市でも検討が必要で ある。
対応案	○ 統合校の所在地の近隣に学校外プールがあって、既設のプールが老 朽化、または、整備に際してプールを含めて校舎配置を全面的に見直 す必要があり、かつ、経費抑制効果が見込まれる場合は、学校外プー ルの利用を検討する。
	○ 小・中併設型の統合校を整備する場合は、校内にプール施設を整備 する。

【懇談会での主な意見】

- プールは夏の一時期にしか使わない施設であるため、土地利用の点から非常に 効率が悪い。
- 学校にとっても老朽化したプールの管理は重荷になっている。
- 菊住小学校で行ったプール指導の方法が学校現場でも受け入れられるのであれば、多くのところで進めて良いと思う。
- 中学校は教科担任制であり、講師の勤務も多いので、教員のやりくりが難しい。 小学校のように弾力的な時間割編成も困難。

4 学校施設の複合化

【教育委員会の考え方・認識】

これまで の考え方	○ 学校と他の施設との複合施設を新たに整備した事例はないが、既存の学校施設を利用した放課後事業(トワイライトスクール)の実施などを必要に応じて行ってきた。
課題	○ 国において学校施設の複合化についての報告書(「学習環境の向上に 資する学校施設の複合化の在り方について」(平成 27 年 11 月))が出 されるなど、学校施設を新たに整備する場合には、施設の複合化の視点 が求められている。
	○ 複合化は防犯面、施設管理面での悪影響、負担増などの点が懸念される。

○ 統合校の整備において、学校施設の複合化を検討する場合には、周 辺公共施設の状況や立地、地域特性を踏まえて行う。

対応案

○ 児童・生徒や施設利用者の利便性に配慮しつつ、学校専用部分と一般開放部分を明確に区分するなど、利用者の安全性が確保され、かつ、管理のしやすい建物構成を検討する。

- お互いの施設が使えたり、通常よりもグレードの高い設備が使えたりすること で教育の質が高まるのではないか。
- 互いの施設にとってメリットとなる点をつくりながら、合意形成を図っていく 必要がある。
- 一緒にいる施設同士が、一緒にいるメリットを享受できることが大切。
- 複合施設において、上層階に学校を移すのは子どもが二の次になってしまうの でよくない。
- 複合施設で一般利用される開放性が高い施設は下層部に置くのが一般的である。
- 学校と他の施設をきちんと区切るようにすべき。
- セキュリティ面での工夫としては、敷地の入り口だけでなく、建物の中にも複数の境界を設定し、時間帯ごとにどこまで開放するか、あらかじめゾーニングプランをしっかり立てるとよい。
- 複合施設をマネジメントする主体が必要。そこがあいまいだと学校へ過度の負担が行く恐れがある。
- 学校の複合化は何か事例を作らないと机上の空論で終わってしまう。
- 複合化する先は、公共が広い敷地をもつ学校である。学校跡地を売却するとタネ地がなくなってしまい、市の施設の再編全体からみると、実は現実的ではないのではないか。
- 複合化を含め、整備手法を議論したことによって見えてきた新しい課題を、しっかりとまとめておく必要があるのではないか。
- 複合化については、市の施設全体に関わることなので、部署横断的に検討する 場を設けるべき。

Ⅲ 過大規模校対策についての検討

1 現状及び対策の必要性について

現状

○ 過大規模校とは、国・市ともに「教育活動の展開や学校運営に支障が生じうる31学級以上の小・中学校」と定義している。名古屋市には、小学校に6校、主に千種区や名東区などの既成市街地にある。(平成29年度現在)

(48ページ参照)

○ 過大規模校対策については、小規模校対策のように明文化した計画がない。

過大規模校対策の必要性

○ 国(文部科学省)の手引では、過大規模校の課題を次のようにまとめている。(抜粋)

学習面	○ 学校行事などで係や役割分担のない子どもが現れる可能性があ
	るなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
生活面	○ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童・生徒間の
	人間関係が希薄化する場合がある。
学校運営面	○ 特別教室や体育館などの利用にあたって、授業の割当てなどが
	難しくなる場合がある。

○ また、教育委員会が市内の過大規模校への聞き取りを行ったところ、下記のような課題があげられた。

日々の	○ 休み時間中に事故が起きやすいため、学年・学級ごとに割り振
学習・生活	りをしなければならない。
	○ 登下校時に児童が混雑し、交差点の横断などで危険が多い。
	○ 特別教室・運動場・体育館などの割振りが困難になり、時間の
時間割・	偏りが生じてしまう。
学習活動	○ 行事などで学年・全校で行動する際、全員が集合するまでに多
	くの時間が必要となり、他の日課に影響が出る。
	○ 運動会ではスペースが足りず、全児童が運動場に並べなかった
学校行事	り、入退場門から出入りできなかったりする。
	○ 体育館で全校集会ができない。
教職員の	○ 職員室が狭あい化している。
負担	○ 急病など、休暇の教員が多数出た場合、対応に苦慮している。

【教育委員会の考え方・認識】

- 過大規模校についても、児童・生徒の教育面における課題は大きい。
- 解消の目途が立たない過大規模校については、新計画に掲載し、対策を進めていく必要がある。

これまでの対策(実績)

○ 過大規模校対策としては、用地を取得して新しい学校を建設する「分離新設」と「通学区域の変更」の方法がある。

過大規模校対策の実績については、平成19年度以降の過去10年間で、分離新設が5例、通学区域の変更が3例である。(48ページ参照)

- 分離新設の5例については、守山区の志段味地区のような新興住宅地など、 土地区画整理事業が行われる地域の中で、人口が増加する以前から学校建設用 地を確保して対策を行った事例がほとんどである。
- 通学区域の変更の事例については、緑区の大高地区の学校と、名東区の西山 小学校の地域において実施している。本来、通学区域の変更は、子どもの通学 する学校の変更に合わせて、地域活動に取り組む範囲も変更するものである が、これらの取り組みでは、地域活動の範囲は変更せずに、子どもの通学する 学校だけを変更する「委託通学」措置を取っている。

2 対策が進まない理由について

○ これまで、分離新設と通学区域の変更により対応してきたが、過大規模化が 継続している学校について、対策が進まない理由として、次のことが考えられ る。

◆ 過大規模校対策が進まない理由

【教育委員会の考え方・認識】

方 法	課題
分離新設	○ 土地区画整理事業などが実施される場合には、計画的に学校用地を確保することが可能だが、既成市街地では、学校として充分な広さと形状の土地を確保することが困難である。
通学区域の変更	○ 通学する学校が変わることへの抵抗感や、地域活動などへ の影響から、地域からの反対の声が大きい。

【懇談会での主な意見】

- 特定の学校への転入希望が多い場合があるが、この学校は過大規模の状態だという情報を伝えていく必要がある。
- 新規のマンション建設など、過大規模化の動向について、地域と事前に協議を することが重要であると思う。

3 新たな計画について

○ 解消の目途が立たない過大規模校がある中、学校規模の大小による教育環境の 不均衡を是正するために、小規模校対策と合わせて、新たな計画の中に位置付け る必要がある。

(1) 適正化の対象校

【教育委員会の考え方・認識】

※特別支援学級については設置基準が異なるため以下の 学級数には含めない。

対応案

○ 国(文部科学省)の基準で過大規模とする、31 学級以上の状態が継続する小・中学校を対象とする。

(2) 適正化の方法

【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 用地を取得し新しい学校を建設する「分離新設」と「通学区域の変
の考え方	更」で対応してきた。
	○ 既成市街地では、新たな学校用地を確保することは困難であり、分離
	新設を行うことができない。
課題	○ 通学区域の変更は、地域の合意を得た上で進めてきたが、児童の通
	学する学校が変更となるだけでなく、従来の地域活動が分断されるこ
	とから、地域の合意を得ることは容易ではない。
	○ 従来の手法(分離新設及び通学区域変更)と併せて、新たに他都市
対応案	で取り組まれているような手法の検討を進め、地域の実情を踏まえつ
	つも、子どものことを第一に考えた過大規模の解消を目指す。

【他都市の事例】

- ・ 人口過密地域において、一定規模以上の戸数を有する共同住宅を開発する事業 者に対して、計画変更などの協力を依頼する。
- ・ 児童数の一時的な増加と減少を見越し、教室が不足する期間に限定した新設校 を建設する。

【懇談会での主な意見】

- 解消の目途が立たない過大規模校には、緊急の対策が必要ではないか。
- 小規模校より、過大規模校対策の方が喫緊の課題だと思う。
- 保護者に対して、過大規模校の問題点が十分伝わっていないのではないか。
- 通学区域の変更だけでは解決は困難であるが、子どもの安全を考えると悠長な 状態ではいられないケースもあるので、新たな手法も含めて、地域でよく検討し てもらうことが大切ではないか。
- 過大規模化を回避するため、地域側の希望で隣接校に通学先が変更となった事例もある。地域の方々に、過大規模の問題と解決に関心をもってもらえるように、しっかりと周知を行うべきではないか。

- 特定の学校への転入希望が多い場合があるが、この学校は過大規模の状態だという情報を伝えていく必要がある。 | 再掲|
- 新規のマンション建設など、過大規模化の動向について、地域と事前に協議を することが重要であると思う。事前にルール化することが大切だが、教育委員会 だけでは対応できないので、全庁的な連携が必要だと思う。 再掲
- 過大規模校の地域でのマンション建設は、経済活動と今後学区がどうなっていくのかとのバランスの問題。地域にとって大きな問題であり、両方を踏まえた対策が必要ではないか。
- 通学区域の変更により、学区と通学区域が分かれてしまうことで、地域のコミュニティが壊れてしまうことが無いようにすべきではないか。
- 過大規模校に対しての対策スケジュールは、具体化しなくてもよいのか。
- 過大規模校対策についても、スケジュールを具体化して、計画に位置付けるべきではないか。
- スケジュールの具体化も必要だが、地域との話し合いによる面もあるので、簡単にはいかないのではないか。

(3) 学校の分離新設に関して

【教育委員会の考え方・認識】

これまで の考え方	○ 母体となる学校の過大規模化(31学級以上)が見込まれ、隣接の学校への通学区域の変更が困難な場合に、用地の取得や新たな通学区域の設定などを経て、分離新設を進めてきた。
課題	 ○ 分離新設のための用地取得後、児童・生徒数の減少によって、分離新設の目途が立たない事例が発生している。 【例】学校体育センターとして、学校建設予定地を暫定活用している用地の一部 ○ 既に用地を取得していることを理由に、無理に分離新設を進めた場合、将来的に新たな小規模校が生じてしまう可能性がある。
対応案	○ 母体校の過大規模化が複数年続き、隣接する学校への通学区域の変更を含め、解消の見込みがない場合は、分離新設を検討する。○ 用地取得後、過大規模化が解消され、分離新設が将来的にも見込まれない場合は、分離新設しないことを最終判断し、取得用地の有効活用を検討する。

【懇談会での主な意見】

○ 学校建設が見込めないと最終判断した場合、用地を有効活用して、子どもたち の教育の充実に充てていただきたい。

IV 学校規模適正化を進める上での配慮事項等

1 学校生活における児童への配慮

【教育委員会の考え方・認識】

これまで	○ 学校規模の適正化の実施は、児童・生徒の環境の変化を伴うもの
の考え方	である。その際、児童・生徒の心の変化に対し、きめ細かな配慮をし、
マグラんガ	負担となることを最小限に抑える取り組みが必要である。
	○ 学校規模の適正化を実施する際には、新たな人間関係をスムーズ
	に構築できるようにするためにスクールカウンセラーを配置した
	り、統合までに学校行事などを通して交流活動を実施したりするな
対応案	ど、子どもの心に寄り添いながら進める。(これまでと変更なし)
	○ 統合校への教員の配置に際しては、児童や保護者、地域などを理
	解した教育が継続できるよう、統合前の学校の教員をバランスよく
	配置できるように配慮する。(これまでと変更なし)

2 統合後の学校づくり

【教育委員会の考え方・認識】

これまで の考え方	○ 統合により一方の学校を残し、他方の学校を廃止するという考え 方ではなく、新しい学校を開設するという考え方で、各校の特色や よさを継承・発展させることで、統合後の学校づくりに取り組む。 ※ これまでの統合事例では、統合校は全て新しい校名となり、新 たな学校として開校した。
課題	○ 統合による校名変更には否定的な意見もあり、合意形成が進まない要因になる事例があった。
対応案	○ 統合後の学校づくりについてはこれまでの考え方を継承するが、 統合校の校名については、関係者の総意が得られる場合は、統合前 の校名の使用も可能とする。

3 学校現場の負担軽減

【教育委員会の考え方・認識】

	○ 統合準備や統合後の学校づくりにあたり、現場の教職員には日常 の教育活動に加えて様々な業務が生じる。
課題	○ 具体的には、統合校の教育方針や生活指導上の必要事項(通学路の決定、生活のきまりなど)の作成、教育環境に関わる教室の配置や教育設備などについての検討協議などである。
	○ 統合に伴う引越し業務も、学校現場にとって大きな負担となる。
対応案	○ 人員面での配置などにより、学校統合に伴う学校現場の負担が軽
刈心余	減するよう努める。

4 対象校の施設修繕

【教育委員会の考え方・認識】

対応案

○ 小規模校対策の対象校となった場合でも、必要に応じて、学校施設 の修繕を行い、教育環境を整備する。

【懇談会での主な意見】

- 統合に伴う子どもたちの心の変化を念頭に置いて、子どもの不安な気持ちを忘れないようにしてもらいたい。
- なごや小の統合時は、引越し準備などを進めながら、新しい学校づくりをしなくてはならず、教員数が十分ではない中で負担が大きかったと感じる。
- 統合に伴う引越し作業については、熱心に活動している父親も多いPTAと協力することも可能ではないか。
- 統合にあたって、教育活動の面では主幹教諭が必要。さらに引越し作業の面では、アルバイトを含めた人員確保などの応援体制がないと、学校現場には無理が生じる。
- 新校舎に関わる備品は新調とするなど、予算の配慮により引越し業務の現場負担を減らすこともできるのではないか。また、校舎を夏休みに完成させることにより、引越しの準備期間を十分に確保するなど、校舎の完成時期による負担軽減も考えられるのではないか。
- 統合後もアフターケアが必要な面があるので、統合後のサポート体制について も安心できるものを示していただきたい。

5 対策を推進するための事項

(1) 学校規模適正化に関する情報の発信

【教育委員会の考え方・認識】

	○ 小規模校には、「児童の交友関係が固定化されやすい」、「人間関係が
課題	こじれた場合の修復が難しい」といった課題があり、対策が必要であ
床 起	るとは認識されているものの、市内の多くの学校で統合などの対策が
	必要となっている現状については、十分認識されていない。
	○ 学校規模適正化のメリットや対策の必要性について、保護者や地域
対応案	に十分理解していただき、学校規模の適正化を着実に推進できるよ
	う、あらゆる機会を捉えて広報活動を行う。

(2) 学校規模適正化の取り組み検証

【教育委員会の考え方・認識】

課題	○ 実現した統合に関する取り組みについて、次の小規模校対策に生か すという視点での検証を十分に行っていなかった。
対応案	○ アンケート調査など、統合の取り組みについて十分な検証を行うことにより、個別対策プランの作成などの今後の対策に生かす。

【懇談会での主な意見】

○ 市民アンケートの結果から、小規模校、過大規模校の問題に関心が無い人が多く、危機感をもっていないことが分かった。そうした中、平成30年度に、対策に関するシンポジウムや説明会をやっても、人が集まらない、思いが伝わらないのではないか。この計画は全ての層の市民に関心をもってもらい、伝え、危機感をもってもらう必要がある。

座長所感

「学校規模適正化推進計画」を策定する必要性として、教育委員会事務局から3つの背景(①少子化が進んでいる中で小規模校対策が進んでいないこと、②解消の目処が立たない過大規模校への対策が必要であること、③学校施設の老朽化が進行していること)が示された。

本懇談会では、この3つの背景を踏まえ、新たな計画の目標である「小規模化・過大規模化を解消し、良好な教育環境が確保された状態を目指す」ためにどうすればよいのか、 委員それぞれの立場から意見を述べた。

本冊子は、全11回にわたり開催した全体会・部会における主な意見をまとめたものである。

「対策が進まない大きな課題」としては、地域の不安が大きいことが挙げられ、コミュニティと防災機能と跡地活用という3つの課題を考えていかなければならないことが議論された。

この議論の中であらためて確認されたのは、学校は誰のものかということである。第一は子どもたちのためのものであり、そこにコミュニティや防災の拠点といった役割が加わるのであって、子どもの利益が最初に考えられなければならないということを、懇談会を通して強く感じた。

私は、愛知教育大学附属名古屋小学校の校長を3年間務めたが、3年はあっという間であった。学校規模適正化は、子どもが卒業した後に実現するということではなく、できる限りスピード感をもって取り組まなければならないことも確認できたと思う。

また、学校規模適正化の必要性を説明する際には、多くの人たちに一方的に話すばかりでなく、時には小さな集団での対話やワークショップなど、目的や状況に応じた様々な手法により、保護者や地域の意見を引き出したり、ともに考えることが大切ではないか。

そして、学校規模適正化は、単に教育委員会の施策として行うのではなく、例えば通学の安全対策であれば、地域の人々にとっても安心なことであり、名古屋市全体のまちづくりにつながり、適正化により名古屋の将来を担う子ども達にとって望ましい新しい学校を創っていく施策ともいえる。

教育委員会には、こうした想いをもって各委員から出された生の声を新たな計画策定に活かすとともに、ぜひ名古屋の未来が明るくなる方向性を示してもらい、具体的な提案をできるだけ多くの保護者、地域関係者、学校関係者と積極的に共有できるように取り組んでもらいたいと考える。

平成30年3月

学校規模適正化推進懇談会 座長 土屋 武志

VI 資料等

1 小規模校対策関係

(1)市の児童・生徒数、小・中学校数、小規模校数の推移 再掲 (小学校数) 児童・生徒数の (校) (万人) 300 ピーク時(S57) 児童数 より 7%増加 20.0万人 20 263校 261校 ?校 ?校 259校 260校 小学校 245校 250 (児童数) 14.9万人 ピーク時(S57) 15 200 より 44%減少 12.1万人 11.7万人 11.2万人 150 生徒数 10 9.4万人 9.1万人 8.5万人 7.9万人 110校 109校 ?校 ?校 108校 中学校 1106校 <u>97校</u> (児童・生徒数) 6.2万人 将来さらに減少 5.3万人 5.0万人 4.9万人 5 4.3方人 50 (小規模校数) 60校 小規模校 ピーク時(S57) 11校 25校 2核 1林 2材 3核 の7倍に増加 1982 1990 1998 2009 2017 2033 2050 (S57)(H2) (H10)(H21) (H29) 小規模校の数は年々増加しており、少子化に伴い今後さら に増加する可能性がある。

※ 将来推計については、名古屋市推計を基に教育委員会が作成

(2)小規模校の行政区別内訳(平成29年度) 再掲

(小学校:11学級以下の学校)

千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂
3校	3校	8校	6校	7校	9校	2校	2校
熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白
0校	8校	7校	6校	3校	4校	3校	3校

計 74 校

(中学校:5学級以下の学校)

中村	中	
1	2	計3校

(3) 市の学校統合の事例

①ほのか小学校(中村区)

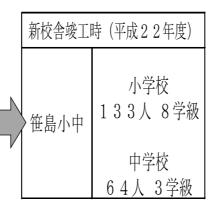
統合前(平	区成13年度)	
本陣小	1 4 9 人 6 学級	
則武小	276人 11学級	
亀島小	121人 7学級	

;	新校舎竣工時	手(平成17年度)
	ほのか小	496人16学級



②笹島小学校・中学校(中村区)

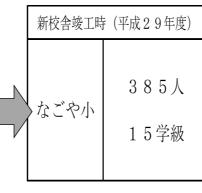
統合前	(平成21年度)
新明小	85人 8学級
六反小	71人 6学級
笹島中	65人 3学級

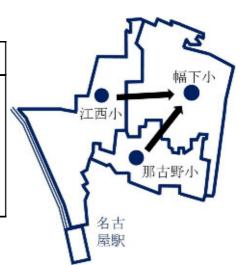




③なごや小学校(西区)







(4) なごや小学校の統合に至るまでの過程

	江西小学校	幅下小学校	那古野小学校		
22年9月	○ 小規模校対策に関する実施計画策定				
~	○ 保護者・地域への説明会○ 検討会(各校又は合同)での協議、検討				
25年7月	○ 統合についての合意書が教育委員会に提出				
25年10月~	○ 統合に向けた準備について、保護者・地域の代表者の検討会で協議				
26年度	H 2 7	⁷ .3 閉校 ⇒ H27.	4 統合		
27年度~ 28年度	なごや小学校・西校舎	校舎新築・整備工事	なごや小学校・東校舎		
29年度		新築後の新校舎へ移転なごや小学校			

(5) なごや小学校の新校舎について



教室・オープンスペース・開放廊下





- 教室とオープンスペースの間仕切りは自由に開閉可能。
- スペースを活用した多様な活動が可能。
- 開放廊下は教材のアサガオやメダカを置くなどして活用。
- 校舎内の照明には、LEDを採用。

メディアルーム (多目的室・PC 室・図書室)



○ 目的に応じて、一体利用が可能。 ○ 子どもたちの調べ学習などに活用。

トイレ



- 和式は1箇所で、残りは全て洋式。
- 衛生的なドライ方式を採用。
- 多機能トイレを新たに整備。

手洗い場



○ 多くの蛇口を一度に使え、給食が終わった後の歯みがき活動に活用。

メモリアルコーナー



○ 統合3校の校旗・校章など、思い出の 品を展示し、歴史と伝統を後世に伝承。

体 育 館



- 体育館とプールは「改修」、校舎は「改築」により整備。
- どん帳は(株)サンゲツより寄贈。デザインはなごや小学校の職員が作成。
- リアスクリーンは大和産業(株)より寄贈。舞台の様子や 式次第、校歌の歌詞を映し出すなど、様々な活用が可能。

校訓碑(正門)



○ 竣工記念に3学区から願いを込めて寄贈。

(6) なごや小学校における通学路の安全対策

項目	内 容
通学路の 交通安全対策	 ○ 狭い歩道にガードパイプを設置 ○ 横断歩道の設置 ○ 注意標示の設置 ○ 歩行者先出信号の設置 ○ 歩行者注意の路面表示の設置 ○ 横断旗の設置 ○ 交差点に道路鋲を設置 ○ 道路へのカラー舗装設置 ○ 道路の通行時間を規制 ○ 青信号の時間延長 ○ 地下鉄構内の活用
通 学 練習会	○ 統合後の西校舎・東校舎への通学に向け、通学練習会を実施○ 新校舎完成後の新校舎への通学に向け、通学練習会を実施
PTA旗当番	○ 分団を再編成し、学区 13 箇所において、毎朝 P T A の旗当番を実施
地域の 見守り活動	○ 毎朝学区 11 箇所で、地域による見守り活動を実施 ○ 週 2 回、那古野学区の民生委員による低学年下校時の送り迎え

(7) なごや小学校の通学距離の状況

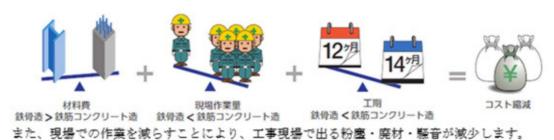


(8) 新しい整備手法の取り組みについて

ア 新増改築時の鉄骨造 (S造) 校舎の建設

工期・工事費の縮減や将来の柔軟な教室転用が可能である鉄骨造での校舎建設を検討する。

建設時



使用時

遮音性能 歩行振動性能 年間熱負荷 等

S 造と RC 造の構造種別の違いが与える影響は 殆ど無いとの試験結果が出ている。

普通教室を、複数学級が一度に使用可能な多目的室へ転用するなど、柔軟に間仕切りの変更ができる。

将来的に

教室の配置が変えやすく、児童生徒数の減少にあわせた用途変更がしやすい。



(参考にした文献、図の転載「鉄 がサポートする これからの公共建築物」一般社団法人 日本鉄鋼連盟)

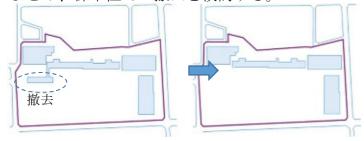
張

イ 高度利用などによる最適配置

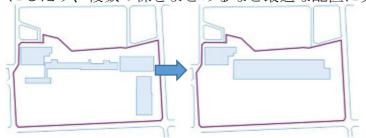
保有資産の適正化を図るとともに、文科省の基準より狭い傾向にあるグラウンドの拡張を図る。

<減築>

リニューアル改修時に、今後使う見込みのない余裕教室を まとめ、棟単位での撤去を検討する。



改築・統合時に、2階建ての校舎を3~4階建て(EV あり)にしたり、複数の棟をまとめるなど最適な配置に努める。



(9) 余裕教室に対する今までの取り組み

ア 余裕教室の整理

平成25年度に教育委員会において作成した基準は次のとおりである。

1/9/ = 1/90 (9/1) 3/9/A/			
普通教室			
①学級として使用	余裕教室		
している教室	②学校教育のために 使用する教室	③活用可能教室	

- <普通教室から差し引く教室>
- ①学級として使用している教室
 - ・6年先までの最大学級数で差し引く。
 - ・小学校3~6年生、中学校2・3年生で35人学級が実施される(現状は40学級)など、今後ニーズが生じた場合は、必要数をさらに差し引く。
- ②学校教育のために使用する教室
 - ・新設校と比較し、満たない部分(多目的スペースは除く)がある場合は、相当分を差し引く。
 - ・少人数教育のための学習室、更衣室相当分を、学級数に応じて差し引く。
- ③活用可能教室のうち調整が必要な教室
 - ・工事予定の教室など活用に適さない部屋を差し引く。
 - ・さらに余裕教室がある場合は、あると望ましい部屋として、相当分を差し引く。

イ 平成29年度の整理結果

		余裕教室 1,792室			
普通教室	学級教室	学校使用	活用可	能教室	
		教室	調整前	調整後	
7, 726	5, 934	1,719	73	32	

2 過大規模校対策関係

(1) 過大規模校の状況 (平成 29 年度)

区	学校	児童数	学級数	校地面積(児童一人当たり面積)※
千種区	田代小	1,105人	32 学級	11,427 ㎡(10.3 ㎡/人)
性区	東山小	1,016人	31 学級	10,059 m² (9.9 m²/人)
中川区	荒子小	1,029 人	31 学級	13,424 m²(13.0 m²/人)
緑区	大清水小	1,020人	31 学級	12,999 m² (12.7 m²/人)
名東区	西山小	1,388人	39 学級	15,213 ㎡(11.0 ㎡/人)
	名東小	1,101人	32 学級	13,511 ㎡(12.3 ㎡/人)

※荒子小、大清水小は児童数が減少傾向であり将来的に過大規模は解消の見込みである。 ※市立小学校平均:児童数 427 人、校地面積 12,097 ㎡ (28.3 ㎡/人)

(2) 過大規模校対策の事例 (平成19年度以降)

【対策1】分離新設 ※丸数字は年度

▼\\1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	■ 23 PIE/121 PIC /	•八四外 1 18 1 人	
区	対象校	分離新設校	対象校の学級数 ※特別支援学級を除く
守山	志段味西小	19吉根小	⑱26 学級 → ⑲16 学級
		24下志段味小	②27 学級 → ②21 学級 → ②20 学級
	志段味中	②言根中	26/27 学級 → ②13 学級 → ②16 学級
緑	神の倉小 徳重小	②熊の前小	神の倉小 ⑨34 学級 → 2026 学級 → 2020 学級 徳重小 ⑩26 学級 → 2014 学級 → 2015 学級
天白	植田小 植田南小	②植田東小	植田小 ②34 学級 → ②22 学級 → ②16 学級 植田南小 ②26 学級 → ②17 学級 → ②14 学級

【対策2】通学区域の変更(委託通学)※丸数字は年度

区	対象校	対 策	対象校の学級数 ※特別支援学級を除く
緑	桶狭間小	2023南陵小への	2024 学級 → 2025 学級
		委託選択	②27 学級 → ③28 学級 → ②27 学級
名東	西山小	②星ヶ丘小への	②37 学級 → ③37 学級 → ②39 学級
		委託指定	
		②牧の原小への	
		委託選択	

※委託通学には、2つの方法がある。

①委託指定:居住所に基づいた当初の指定校ではなく、委託先として指定された隣接

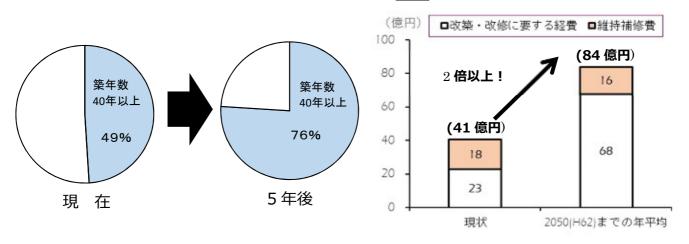
校に就学すること。

②委託選択:保護者の選択により、児童の居住所に基づいた当初の指定校または委託

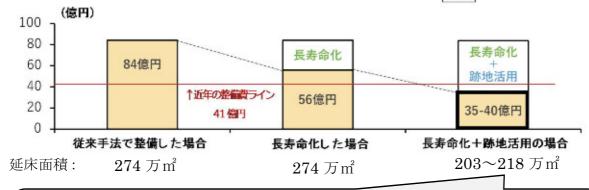
先として指定された隣接校に就学すること。

3 学校施設の老朽化関係

(1) 校舎の老朽化の状況と必要となる施設整備費 再掲



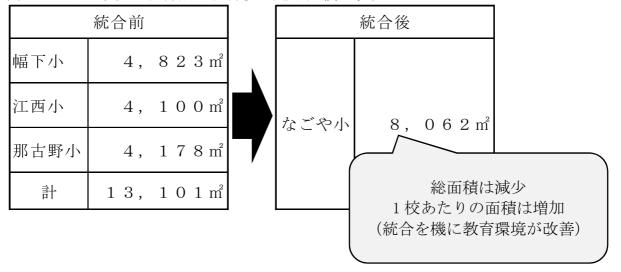
(2) 学校施設リフレッシュプランにおける施設整備費の検証 再掲



財政的に持続可能な範囲で

老朽化が進行している学校施設を「安心・安全・快適に維持管理」していくためには (施設の長寿命化) + (統合などによる保有資産量の削減) + (跡地活用) が必要

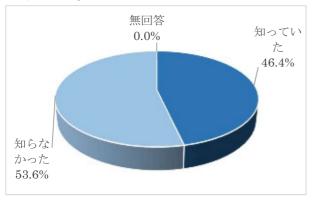
(3) なごや小学校の統合前と統合後の延床面積の状況



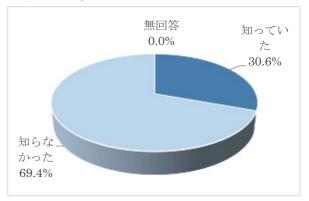
4 学校規模適正化に関するアンケート

(1) 市民 (ネットモニター) アンケート結果 (抜粋) (平成 29年 11月 実施)

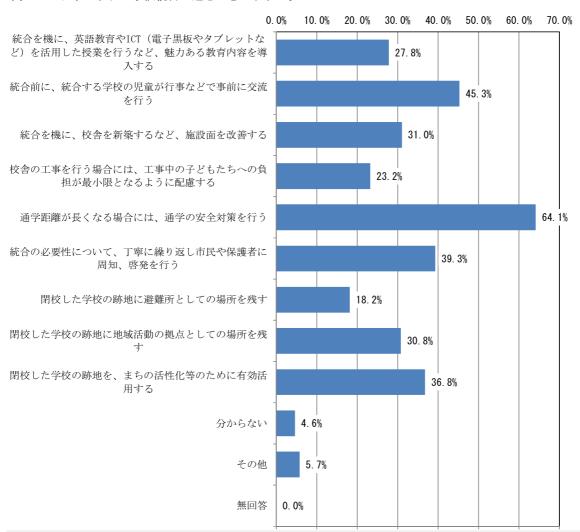
問 名古屋市立小学校に小規模校があることを 知っていましたか



問 名古屋市立小学校に過大規模校があることを 知っていましたか



問どのようにすれば学校統合が進むと思いますか。



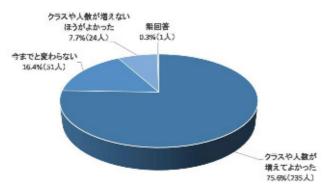
市民の方を対象としたネットモニターアンケートでは、小規模校について 5 割強の方が、過大規模校について 7 割弱の方が「知らなかった」との回答結果であった。

また、「どのようにすれば学校統合が進むと思いますか」という質問では、「通学距離が長くなる場合は、通学の安全対策を行う」、「統合前に、統合する学校の児童が行事などで事前に交流する」、「統合の必要性について丁寧に繰り返し市民や保護者に周知、啓発を行う」という声が多い結果であった。

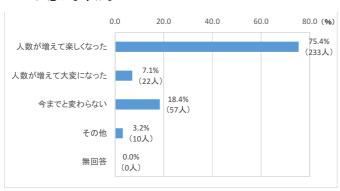
(2) 統合校(なごや小学校)アンケート結果(抜粋)(平成29年12月実施)

①児童へのアンケート結果

問 クラスの数や学年の人数が増えましたがどのように 思いますか。



問 行事(遠足や運動会など)の様子について、どのよう に思いますか。

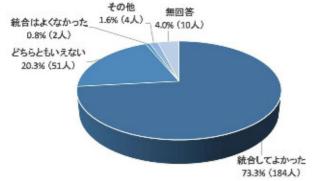


②保護者へのアンケート結果

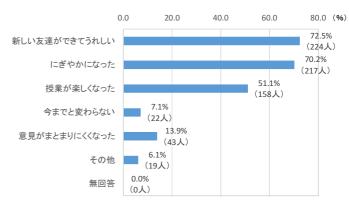
問 統合後の新校舎に移動する時にどのような心配がありましたか。



問 お子様の様子を見て、学校が統合した事について、 どのように感じておられますか。



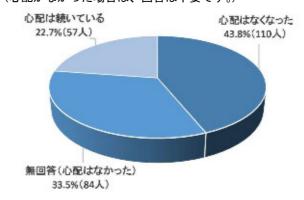
問 学級での様子について、どのように思いますか。



児童へのアンケートでは、クラス数や学年の人数が増えたことについて「よかった」という声が多く、学級の様子は「新しい友達ができてうれしい」、「にぎやかになった」、「授業が楽しくなった」という声が多い結果であった。

また、遠足や運動会などについても「人数が増えて楽しくなった」という声が多数であった。

問 心配されていたことについて、実際どうでしたか。 (心配がなかった場合は、回答は不要です。)



保護者のアンケートでは、統合後の新校舎に移動する際の不安として「友達関係が新しくなること」、「学校が遠くなること」が多かったが、心配していたことについて「心配はなくなった」という声が多い結果となった。

なお、学校が統合したことについては、 約73%の方から「よかった」との結果を 得た。

5 懇談会での話し合いの様子

第1回全体会の様子(会場:なごや小学校)



学校規模適正化部会の様子



6 学校規模適正化推進懇談会開催基準

平成29年8月31日 教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この基準は、小学校及び中学校の学校規模の適正化に関する意見聴取のため学校 規模適正化推進懇談会(以下「懇談会」という。)の開催に関して、必要な事項を定め るものとする。

(構成)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が指名する者により構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 学校関係者
 - (3) 保護者代表
 - (4) 地域代表
 - (5) その他教育長が必要と認める者

(座長)

- 第3条 懇談会の座長は、構成員の互選により決定する。
- 2 座長は、懇談会の議事を進行する。

(会議の開催)

第4条 懇談会は、必要の都度教育委員会が開催する。

(謝金)

第5条 構成員(市職員を除く。)への謝金は、日額12,600円とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局総務部教育環境計画室において行う。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局総務部長が定める。

附則

この基準は、平成29年9月1日から施行する。

お問合わせ

名古屋市教育委員会教育環境計画室

電 話:052-972-3282

メール:a3226@kyoiku.city.nagoya.lg.jp